

医療計画に定める事項及び作成手順等について

1 医療計画に定める事項（医療法第30条の4第2項）

定める事項	記載内容
(1) 都道府県において達成すべき、5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標に関する事項	①患者動向、医療資源・連携等に関する現状 ②必要となる医療機能
(2) 5疾病及び5事業並びに在宅医療に係る医療連携体制に関する事項	③各医療機能を担う医療機関等の名称 ④課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策・事業
(3) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項	⑤評価・公表方法等 5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患 5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療
(4) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項	①地域医療対策協議会の取組（議論の経過等、同協議会で定めた施策） ②地域医療支援センター事業等の内容 ③医療従事者の現状及び目標
(5) 医療の安全の確保に関する事項	①医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標 ②医療安全支援センターの現状及び目標
(6) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項	①病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域（二次医療圏）
(7) 基準病床数に関する事項	医療法施行規則第30条の30に規定する算定式に基づいて算定 ①療養病床及び一般病床（二次医療圏ごと） ②精神病床、結核病床及び感染症病床（県の区域）
(8) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項	①地域医療支援病院の整備の目標 ②その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標
(9) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項	①5疾病及び5事業以外で県における疾病の状況等に照らして特に必要と認める医療等における取組 ○障がい保健対策 ○結核、感染症対策 ○臓器移植対策 ○難病等対策 ○歯科保健医療対策 ○血液の確保・適正使用対策 ○医薬品等の適正使用対策 ○医療に関する情報化 ○保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組 等

備考) 下線部は、今回新たに追加されることが想定されるもの。

2 医療計画作成手順(概要)

- (1) 医療計画(案)を作成するための体制の整備
- (2) 医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討
- (3) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討
- (4) 疾病又は事業ごと並びに在宅医療の医療連携体制を構築するための具体的方策についての検討及び整備目標等の検討
- (5) 疾病又は事業ごと並びに在宅医療の医療連携体制の構築
- (6) 医療圏及び基準病床数の検討
- (7) 以上の検討を踏まえた医療計画(中間案)の作成
- (8) 診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)から医療計画(中間案)についての意見の聴取(必要に応じ中間案の手直し)
- (9) 医療計画(最終案)の決定
- (10) 医療計画(最終案)についての市町村の意見聴取(必要に応じ医療計画(案)の手直し)
- (11) 医療計画(最終案)について都道府県医療審議会への諮問、答申
- (12) 医療計画の決定
- (13) 医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示

【医療計画部会の開催イメージ】
(平成24年度)

第3回～第4回医療計画部会

第5回～第6回医療計画部会

第7回～第8回医療計画部会

第9回医療計画部会

3 患者動向、医療資源に関する情報等の把握

(1) 把握すべき主な情報

項目	把握すべき主な内容
①地勢と交通	地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等
②人口構造（その推移、将来推計を含む。）	人口、年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数等、出生数、死亡数、平均寿命等
③県民の健康状況	生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等
④県民の受療状況	二次医療圏または県内における患者の受療状況（流入・流出患者数等）、病床利用率、平均在院日数等
⑤医療提供施設の状況	病院（施設数、病床種別ごとの病床数）、診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数）、調剤を実施する薬局、その他
⑥医療機能の状況	病院及び診療所が担う5疾病5事業及び在宅医療に関する機能

(2) 既存統計の活用

- ① 人口動態調査 ② 国民生活基礎調査 ③ 学校保健統計調査 ④ 患者調査 ⑤ 国民健康・栄養調査 ⑥ 衛生行政報告例
 ⑦ 介護保険事業状況報告調査 ⑧ 医療施設調査 ⑨ 病院報告 ⑩ 医師・歯科医師・薬剤師調査 ⑪ 地域保健・健康増進事業報告
 ⑫ 介護サービス施設・事業所調査 ⑬ 介護給付費実態調査

(3) 県独自調査の実施

調査名	目的	対象	期日	調査票の種類	調査事項
患者受療行動調査	基準病床数の算定及び二次医療圏の設定を検討するための基礎資料を得ること。	県内の病院及び診療所（歯科病院及び歯科診療所を除く）を利用する患者	平成24年4月～5月のうち1日（平日）	・入院票 ・外来票 ・往診票	患者の性別、生年、疾病分類、使用病床、紹介の有無、居住地等
医療機能調査	医療連携体制の構築を検討するための基礎資料を得ること。	県内の全ての病院及び診療所	平成24年4月～5月（基準日を設定）	・病院票 ・診療所票	・基本情報（施設名、所在地、病床数等） ・医療機能

備考) 調査の詳細については、国の「医療計画作成指針」を踏まえて検討するものであること。